

NW企－1

一般送配電業務に係る行動規範（規程）

2017年 7月 1日（制 定）

2024年 3月 1日（第5回改正）

企画部

（C—東北電力NW）

目次

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 用語の定義	1
4. 兼職規制	2
5. 人事交流規制	2
6. 情報の目的外利用の禁止	2
7. 差別的取扱いの禁止	3
8. その他の競争関係阻害行為の禁止	3
9. グループ内での取引に関する規制	3
10. 委託規制	3
11. 最終保障供給または離島供給の業務の委託	3
12. 受託規制	4
13. 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等	4
14. 懲戒	5

一般送配電業務に係る行動規範（規程）

1. 目的

この規程は、電気事業法および電気事業法施行規則、ならびに『適正な電力取引についての指針』（公正取引委員会、経済産業省）にもとづき、ネットワーク運営の中立性を確保することを目的とする。

2. 適用範囲

この規程は、取締役、従業員（執行役員を含む）に適用する。

3. 用語の定義

この規程における用語の定義は次による。

(1) 託送供給等業務

託送供給および電力量調整供給の業務をいう。

(2) 送配電等業務

託送供給等業務およびその他の変電、送電、配電に係る業務をいう。

(3) 再エネ供給業務

送配電等業務のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項または第2条の7第1項に規定する特定契約または一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務をいう。

(4) 一般送配電業務

送配電等業務およびその他の一般送配電事業の業務をいう。

(5) 特定送配電等業務

非公開情報を入手することができる業務または送配電等業務のうち、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に係る業務運営上の決定に影響を及ぼし得るものをいう。

(6) 特定卸供給業務

電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）から集約した電気を、小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者に供給する特定卸供給事業に係る業務をいう。

(7) 託送供給等部門

託送供給等業務を行う業務機関または部署をいう。

(8) 特定関係事業者

特定関係事業者とは、次の者をいう。

a 東北電力株式会社

b 当社以外の東北電力株式会社の子会社等のうち、小売電気事業者、発電事業者もしくは特定卸供給事業者または当該小売電気事業者、当該発電事業者もしくは当該特定卸供給事業者の親会社等に該当する者。

c 当社の子会社のうち、小売電気事業者、発電事業者もしくは特定卸供給事業者または当該小売電気事業者、当該発電事業者もしくは当該特定卸供給事業者の親会社等に該当する者。

（9）小売部門

特定関係事業者の電気の販売営業活動、契約等および卸電力取引市場における供給力の調達・販売等の業務を行う業務機関または部署をいう。

（10）電気供給事業者等

電気を供給する事業を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者を含む）、その需要者およびその発電者（事前相談の段階の者を含む）をいう。

（11）非公開情報

託送供給等業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。

4. 兼職規制

（1）原則として取締役は特定関係事業者の取締役または従業員を、従業員は特定関係事業者の取締役を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、次の措置を講じる場合にはこの限りではない。

- a 兼職者が非公開情報を入手できないことを確保するための措置
- b 兼職者が送配電等業務のうち、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置

（2）次に定める特定関係事業者の従業員を、特定送配電等業務に従事させない。

- a 小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- b 発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- c 特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの

（3）当社と特定関係事業者との間において兼職を行う者がいる場合には、当該者が新たに兼職を行う前に以下を電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、公表する。

- a 兼職者の業務内容、役職名、兼職の必要性
- b 当該兼職によって中立性阻害行為が発生しないと考える根拠
- c 当該兼職による中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況

5. 人事交流規制

特定関係事業者との人事交流について、情報の適正な管理および差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、以下の事項を遵守する。

（1）取締役については、退任後2年間を経ずに、特定関係事業者の取締役への就任または特定関係事業者の小売部門、電源開発計画の策定業務を行う部署および特定卸供給業務を行う部署への人事異動を行わない。

（2）従業員については、ネットワークサービスセンター、中央給電指令所および基幹系統の計画策定業務を行う部署から、特定関係事業者の取締役への就任、または特定関係事業者の小売部門、電源開発計画の策定業務を行う部署および特定卸供給業務を行う部署への直接の人事異動を行わない。

6. 情報の目的外利用の禁止

託送供給等業務に関して知り得た電気供給事業者等の情報を当該業務および再エネ供給業務の目的以外に利用し、または提供してはならない。

7. 差別的取扱いの禁止

送配電等業務について、特定の電気供給事業者等に対し、不当に優先的な取扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な扱いをし、もしくは不利益を与える行為をしてはならない。

ただし、需給ひっ迫時等の緊急時において、安定供給を確保することを目的として、迅速に対応することが可能な事業者に対し、連携のために必要な情報の共有を行う場合など、当該情報提供に合理性が認められる場合は、この限りでない。

8. その他の競争関係阻害行為の禁止

- (1) 商号は自社のものを使用し、特定関係事業者と同一であると誤認されるおそれのある東北電力株式会社の商号を用いてはならない。ただし、法的分離前に設置したものであって容易に視認できない場所に東北電力株式会社の商号が刻印等されている場合は除く。
- (2) 当社が用いる商標は独自商標とし、特定関係事業者と同一であると誤認されるおそれのある東北電力株式会社の商標およびグループ商標を単独で用いてはならない。ただし、独自商標とグループ商標を併せて用いる場合または法的分離前に設置したものであって容易に視認できない場所に東北電力株式会社の商標が刻印等されている場合は除く。
- (3) 特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者または特定卸供給事業に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行ってはならない。

9. グループ内での取引に関する規制

通常取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、特定関係事業者および特殊の関係のある者と取引を行ってはならない。

10. 委託規制

送配電等業務は、特定関係事業者または当該特定関係事業者の子会社等に委託してはならない。ただし、次の場合を除く。

- (1) 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託とする場合。
- (2) 業務を受託する者（以下「受託者」という。）が、当社の子会社である場合。
- (3) 次のいずれにも該当しない場合。
 - a 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合
 - b 小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき
 - c 受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く場合

11. 最終保障供給または離島供給の業務の委託

最終保障供給または離島供給の業務を委託する場合、受託者を公募することなく、特定関係事業者にこれらの業務を委託してはならない。ただし、災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託を除く。

受託者の公募は、新聞掲載、掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により広告し、競争入札の方法その他公正かつ適切な業務の受託の実施が確保される方法により行う。

1.2. 受託規制

- (1) 特定関係事業者から、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業の業務を受託してはならない。ただし、次の場合を除く。
 - a 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な受託に該当する場合
 - b 業務を受託するか否かの判断および受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、または不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができるものでない場合
- (2) (1)の業務を受託する場合には、受託可能な業務の概要を公表し、委託を希望するその他の事業者からも、合理的な範囲でその業務を受託し、実施する。

1.3. 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等

(1) 規程等の整備

一般送配電業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いを適正なものとするため、取締役および従業員が遵守すべき規程等として本規範および関係基準を整備する。

(2) 教育・研修の実施

(1)により整備する規程等を遵守させるため、取締役および従業員に対し必要な教育・研修を実施する。

(3) 情報管理責任者

- a 託送供給および電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他一般送配電事業の業務に関する情報管理責任者は取締役が担い事務委嘱により明確にする。
- b 情報管理責任者は、(1)により整備する規程等が取締役および従業員によって遵守されるよう、一般送配電業務に関する情報の取扱いを管理する。

(4) 法令遵守責任者

- a 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分または約款もしくは業務規程その他の規則をいう。）を遵守するための体制の確保に係る法令遵守責任者は取締役が担い事務委嘱により明確にする。
- b 法令遵守責任者は、一般送配電業務が法令等に適合することを確保するため、「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」およびこれに基づく計画を整備・運用し、その業務執行の状況の監視を行う。

(5) 行為規制遵守責任者

行為規制遵守に係る社内責任者は取締役が担い事務委嘱により明確にする。

(6) 行為規制遵守委員会

ネットワーク運営の中立性の確保に向けて行為規制遵守を推進するため、行為規制遵守責任者を委員長とする行為規制遵守委員会を設置し、コンプライアンスを推進するコンプライアンス委員会にその活動内容を報告するとともに適宜指示を受ける。

(7) 行為規制管理責任者および行為規制遵守推進者

行為規制遵守委員会が定める行動計画に基づく活動を推進するため、本社各室部および各事業所に行為規制管理責任者および行為規制遵守推進者を配置する。

(8) 監視部門

- a 監視部門は託送供給等部門および再エネ供給業務を行う部門と別であり、特定関係事業者から独立した組織である考査室とする。
 - b 一般送配電業務の実施状況の監視を担う行為規制監視考査役を考査室に配置する。
- (9) 監視部門は、一般送配電業務の実施状況の監視に関する計画を毎年度策定し、(10) および(11) に定める監視を実施する。
- (10) 監視部門は、託送供給等部門および再エネ供給業務を行う部門における一般送配電業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視する。
- (11) 監視部門は、一般送配電業務の運営および内容について、法令等を遵守するものであるかどうかについて監視する。
- (12) 監視部門は、(10)、(11) の監視結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告する。

14. 懲戒

ネットワーク運営の中立性の確保に関する法令等および前項(1)により整備した規程等で定める事項について違反した場合、社員就業規則等に基づき、懲戒の対象となることがある。